

インボイス制度への対応方針につきまして

2022年9月
ディサークル株式会社



変更履歴

| 版 | 変更日 | 変更内容 |
|---|----------|------|
| 1 | 2022/9/8 | 初版 |

1. インボイス制度の概要

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

インボイス制度とは、

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

<買手側>

買手は**仕入税額控除の適用を受けるため**に、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。

（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

登録番号：

適格請求書発行事業者として、税務署に申請して登録を受けた際に発行される事業者を識別するための番号。

適格請求書発行事業者として登録した場合、課税売上高が1,000万円以下の場合でも免税事業者にならない。

仕入税額控除：

納付する消費税を算出する際に課税売上の消費税額から課税仕入れの消費税額を差し引くこと。

2. 仕入税額控除の要件について

4 仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（下記(3)参照）を除き、**一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

(1) 帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです（現行と同様）。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 対価の額

(2) 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（前記3(2)②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

《帳簿の記載例》

| XX年 | | 摘要 | | 税率分 | 借方(円) |
|-----|----|-------|------|-----|--------|
| ②月 | 日 | ① | ③ | | |
| 11 | 30 | △△食品店 | 食料品※ | 8% | 86,400 |
| 11 | 30 | 〇〇商事㈱ | 文房具 | 10% | 44,000 |

売手 → 電磁的記録の提供 → 買手

 電磁的記録による保存

(3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される前記3(2)①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品（棚卸資産に限りません。）を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

（注）現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、これらの規定は廃止されます。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

| 期 間 | 割 合 |
|-------------------------|-------------|
| 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで | 仕入税額相当額の80% |
| 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで | 仕入税額相当額の50% |

帳簿の記載事項には変更なし

- ・ 帳簿には事業者の登録番号は記載しなくても良い

免税事業者等、適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができない。

ただし、経過措置として適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れについて、一定の割合を仕入税額として控除可能。



仕入税額控除計算のため、適格請求書発行事業者からの課税仕入れなのかどうかを識別する必要がある。



経費精算入力時に、なんらかの方法で識別できるようにする必要がある。
 （これまでは、事業者に関係なく仕入税額控除の対象になったが、制度変更により、仕入税額控除の対象にできない場合が追加される）

国税庁提供の案内用リーフレット
 「消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます」
 より抜粋

3. POWER EGGでの対応方針について

POWER EGGの経費精算機能には税率以外に税の区分を識別する設定がないため、インボイス制度対応として以下の機能改修を予定しております。

1. 明細入力画面に**適格請求書対象外**の取引であることを判定するための項目を追加する。また、起案内容、CSV出力ファイルにも項目を追加する
2. 仕訳税率区分マスタに、**適格請求書対象外**の取引に利用する税率区分を登録できるようにする（マスタへの項目追加）
3. 連携対象会計システムの仕訳データ出力PGの適格請求書用仕様変更への対応
 - GLOVIA iZ連携モジュール
 - GLOVIA Smart連携モジュール
 - SuperStream NX連携モジュール
 - ※SuperStream CORE連携モジュールは対応いたしません。（すでにサポート終了がしており、インボイス対応されないため）
4. 領収書貼付台紙について、個人宛に受け取った適格請求書を会社宛であることを識別するための宛先を印字できるようにする

※1の明細への追加項目については、経理確認時に経理担当者が修正できるようにする

4. インボイス制度対応を行う製品バージョンについて

サポート基本方針

- ・メインサポート期間中は「経費精算ワークフロー機能」における、“法制度対応”などの必要な機能強化を実施致します。
- ・メインサポート期間内に法制度改正の告知がなされ、施行時期が延長サポート期間であった場合、法制度改正に伴う製品への改修範囲を検討の上、延長サポート期間のバージョンに対する新規パッチの提供を検討致します。
※メインサポート終了月の翌月から起算し3年間が延長サポート期間となります。

インボイス制度に対応するバージョン

POWER EGG3.0 Ver3.0c, Ver3.1c, Ver3.2c, Ver3.3c, Ver3.4c

※対応しないバージョン（施行時期に既に延長サポートが終了済となるため）

EX経費のすべてのバージョン Ver1.0, Ver1.2（Oracle DB）、Ver1.2c, Ver1.3c（Postgres DB）

POWER EGG2.0 Ver2.9以前の経費精算ワークフロー